

ケアホーム 常陸国府館 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ハートピアが開設するケアホーム 常陸国府館において、実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設入居者生活介護」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この事業者が行う指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下、「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話・機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 指定特定入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

5 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 サービス提供の必要な事項を記録し、基準の規定に基づき、その記録を5年間保存する。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 ケアホーム常陸国府館
- (2) 茨城県石岡市府中1丁目3番9号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

(4) 介護職員 28名以上

介護職員は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

なお、員数については、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介の人員、設備及び運営に関する基準その他関連法令の定める基準以上を配置することとする。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は92名、居室数92室とする。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画の作成
- (2) 入浴(週2回以上)、排せつ、食事等の介護
- (3) その他の日常生活上の支援・世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) 利用者の家族及び地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ①貴重品管理
- ②理美容代
- ③おむつ代
- ④特別な食事の費用
- ⑤健康管理費
- ⑥個別的な外出介助
- ⑦個別的な買物等の代行
- ⑧その他の日常生活費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、事業者の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- 三 利用者は、健康に留意するものとする。
- 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すること。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業員に周知するとともに、非常災害に備えるため、年4回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回及び随時

2 従業員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれからの者の秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるも

のとする。

- 5 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社ハートピアと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成21年7月1日から施行する。